

2019年度

通常総代会 議案書

とき : 2019年 6月 22日 (土) 10:00

ところ : 熊本県教育会館



熊本県小中学校生活協同組合
熊学生協

2019年度通常総代会・次第

開催日時：2019年6月22日（土）10:00～

開催場所：熊本県教育会館（熊本市中央区九品寺1-11-4）

<受付> 9:30～（書面議決書、委任状の締切：10時）

1. 成立宣言・開会挨拶
2. 議長選出
3. 議事運営委員の選任
4. 資格審査委員の選任
5. 書記任命
6. 理事長挨拶
7. 議事運営について提案
8. 資格審査の結果報告
9. 議 事

第1号議案	2018年度事業報告及び決算関係書類承認の件	P 2
(1)	2018年度事業報告	P 2～
(2)	2018年度決算報告	P 9～
(3)	2018年度剰余金処分案	P 18
(4)	2018年度監査報告	P 19
第2号議案	役員選任議案承認の件	P 20
第3号議案	2019年度事業計画及び予算決定の件	P 20～
第4号議案	監事監査規則承認の件	P 24～
第5号議案	役員報酬決定の件	P 27
第6号議案	役員退任慰労金支給承認の件	P 28
第7号議案	議案決議効力発生の件	P 28

<資料>

定 款	P 29～
総会及び総代会運営規約	P 35～
総代選挙規約	P 37～
2019年度総代名簿	P 38

10. 議長解任
11. 閉 会

〔第1号議案—1〕 2018年度事業報告書

I. 事業報告書

I—1 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 主要な事業活動の内容

事業種目	主な事業品目・内容等
保険共済の斡旋事業	かんぼ生命、太陽生命、日本生命、あいおいニッセイ同和損害保険 熊本県教職員組合受託団体保険
協同施設事業	組合員活動室の管理運営
教育活動事業	スタッフ研修、組合員研修

2. 事業の経過及びその成果

2017年10月2日に設立登記し、熊本県教育会館から事業譲渡された保険共済の斡旋事業と、当生協組合員に係る熊本県教職員組合の保険共済事業の業務受託事業を設立当初の事業として開始し、2期目を終了しました。保険共済関係事業は、生協組合員のくらしの保障に関する重要な業務として、組合員との対応、関係先との諸手続き、個人情報を含めた関係書類等の処理・管理等のすべての業務において基本的な業務執行スタイルが確立されてきました。現在、他団体が取り扱っていない保障分野での団体保険の開発に向け検討と商談を進めていますが、第3期以降は、新規分野の事業を具体化していきます。

組合員のための協同施設として「組合員活動室（約30㎡）」を管理・運営しています。毎月5～10件の利用があります。

教育活動としては、設立当初のスタッフ養成として「定款や諸規定に基づく機関運営、期待に応え得る組合員対応」等の内部研修と実践化を行っています。日本生協連へ加入しましたので、次年度からは日本生協連の公開講座等の受講により役職員の資質の向上を図っていきます。また組合員活動としての学習会や交流会が開催されました。

また、ホームページによる情報開示により当生協の運営方針等についての理解を進めます。

(1) 保険共済の斡旋事業

個人保険手数料は6,159千円（前年比147%、予算比99%）、団体保険手数料は3,888千円（前年比129%、予算比81%）で、増収となりました。

(2) 協同施設事業

熊本県教職員組合から無償貸与されている組合員活動室の管理運営を行っています。月により利用件数にばらつきはありますが、組合員の学習と交流の場になっています。

(3) 教育活動事業

設立当初のスタッフ養成としての「定款や諸規定に基づく機関運営」「期待に応え得る組合員対応」等のための内部研修と実践化を毎月定例化して行いました。

「お金の学習・くらしと年金～個人型確定拠出年金イデコ活用セミナー～」を4回、「食の学習～CO・OP こだわり食材のランチでトーク～」を5回開催しました。計72人の参加がありました。

3. 増資及び資金借り入れその他の資金調達状況 (資金調達内訳表)

(単位：円)

調達方法	金額
組合員出資金	23,329,000
金融機関	0
組合員借入金	0
その他	0

4. 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

(1) 設備投資の状況 該当事項はありません

(2) 賃借契約の状況

(単位：円)

契約名称	契約先 内容	賃借料 (月額、税別)
貸室賃貸借契約 (2017年10月1日契約)	熊本県教育会館4階 事務所(貸室)8.8坪	賃借料 79,200 共益費 4,400
駐車設備利用契約 (2019年3月1日契約)	熊本県教育会館駐車場 普通自動車 1区画	賃借料 10,000
電話機設備利用契約 (2017年10月1日契約)	電話機設備 電話機 3台	賃借料 5,100

5. 他の法人との業務上の提携

(1) 他の法人との業務上の提携の状況

(単位：円)

契約名称	契約先 内容	金額等 (税別)
事業譲渡契約 (2017年10月1日契約)	熊本県教育会館 個人保険団体取扱	譲渡価額 343,542 支払 初年度 13,542 2～12年度 30,000
団体取扱い協定 *事業譲渡契約に基づく (2017年10月1日契約)	かんぽ生命 太陽生命 日本生命	収納手数料 収納額の3% 収納手数料 収納額の3% 収納手数料 収納額の3%
フレッツアクセスサービス (2017年8月29日契約)	NTT 西日本フレッツ光ネクスト ひかり電話オフィス	月額 4,300 月額 3,200
給与計算業務委託契約 (2017年10月11日契約)	肥銀コンピュータサービス	処理料 1人1回 500
ホームページ・サービス (2017年4月10日契約)	オフィス・ウェブラン	初期費用 21,000 年額 254,786

業務委託契約 (2017年10月1日契約)	熊本県教職員組合	保険料収納手数料 50% 業務管理費月額 600,000
業務委託契約 (2017年9月1日契約)	厚生情報センター	システム利用料 45,000 管理事務料 実績に応じ 収納手数料 実績に応じ
税理士顧問契約 (2017年10月2日契約)	税理士法人ユース会計社	決算・納税・顧問料 50,000

(2) 他法人への加盟・加入等の状況

(単位：円)

法人の名称	加盟・加入日	出資金等の額	会費等の額
熊本県教職員厚生情報センター	2017年9月1日	0	利用高制
九州労働金庫	2017年12月21日	10口 100,000	0
熊本県生活協同組合連合会	2018年4月1日	1口 10,000	月額 5,000
日本生活協同組合連合会	2018年4月3日	1口 10,000	月額 3,000

6. 子法人等及び関連法人等の株式又は持分の取得 該当事項はありません

7. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成 該当事項はありません

8. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

項目	—	—	2017年度	本年度
組合員数(人)			627	645
出資金額			23,151,000	23,329,000
事業収入			13,476,519	18,953,465
経常剰余金			1,383,098	799,275
総資産			26,021,872	27,105,113
純資産			23,825,185	23,988,161

9. 対処すべき重要な課題

加入いただいたすべての組合員の期待に応える事業を展開することが課題ですが、保険共済事業の拡大や供給事業・サービス事業の開始については設立時の課題のままであり、今後の方針を確定できていません。現在商談等を進めていますが、役員改選期ということを踏まえ次年度新役員体制の下「検討委員会」を設置し準備を進めることとしています

事業化に当たっては、すでに多くの組合員が地域生協での共同購入や個配・店舗等を利用している状況から、地域生協と競合することなく教職員に特化した事業とする方針で検討を行います。

10. 組合の現況に関する重要な事項

(1) 教育事業等の状況

① 当期に繰り越された教育事業等繰越金 100,000円

② 教育事業等の使途

(単位：円)

科 目	内 容	金 額 (税別)
教育文化費	お金の学習・くらしと年金	35,420
	食の学習・ランチでトーク	40,894
教育文化費	組合員活動室運営費	0
教育文化費	スタッフ研修等	31,376

(2) 保険共済の斡旋事業の取扱件数の推移

(単位：件)

項 目	—	—	2017年度	本年度
太陽生命			528	510
損保ジャパン日本興亜			47	48
かんぽ生命			230	240
日本生命			62	65
あいおいニッセイ			0	645

I — 2 組合の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総代会の開催状況

(1) 通常総代会

総代会開催日時	2018年6月23日(土) 10時	
総代会日現在総代数	110人	
出席総代	本人	5人
	代理人(委任)	0人
	書面	86人
	計	91人
(重要な議事、議決事項及び議決状況)		
第1号議案	2017年度事業報告及び決算関係書類承認の件	賛成多数で可決承認
第2号議案	2018年度事業計画及び予算決定の件	賛成多数で可決承認
第3号議案	役員報酬決定の件	賛成多数で可決承認
第4号議案	議案決議効力発生の件	賛成多数で可決承認

(2) 臨時総代会 該当事項はありません

2. 組合員に関する事項 (組合員及び出資金等増減表)

(単位：円)

区 分	組合員数(人)	出資口数(口)	組合員出資金総額 (円)
前期末	627	23,151	23,151,000
当期増加分	19	179 (内、出資配当158)	179,000 (出資預り金26,285)
当期減少分	1	1	1,000 (出資預り金 8)
当期末現在	645	23,329	23,329,000 (出資預り金26,277)

3. 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役 名	常 勤 非常勤	氏 名	担 当	略 歴 等
代表理事 理 事 長	非常勤	島田 末吉		現職2017年10月就任 熊本県教育会館理事長
副理事長	非常勤	松崎 哲郎		現職2017年10月就任 熊本県教職員厚生情報センター所長
代表理事 専務理事	常 勤	西嶋 正	業務統括 責任者	現職2017年10月就任
理 事	非常勤	今村 良博		現職2017年10月就任 熊本県教育会館専務理事
理 事	非常勤	岩田 智子		現職2017年10月就任 熊本県議会議員
理 事	非常勤	佐方 直美	事務局長	現職2018年10月就任 当生協常勤職員
理 事	非常勤	高橋 章夫		現職2017年10月就任
理 事	非常勤	竹田 妙子		現職2017年10月就任 熊本県学校教諭
代表監事	非常勤	上杉 謙一郎		現職2017年10月就任 熊本県学校教諭
監 事	非常勤	堀内 敬明		現職2017年10月就任
監 事	非常勤	吉永 賢一郎		現職2017年10月就任 公認会計士、ユース会計社

(2) 事業年度中に辞任した

役 名		氏 名	辞任時期	略 歴 等
理 事	非常勤	東 市子	2018年 5月9日	現職2017年10月就任

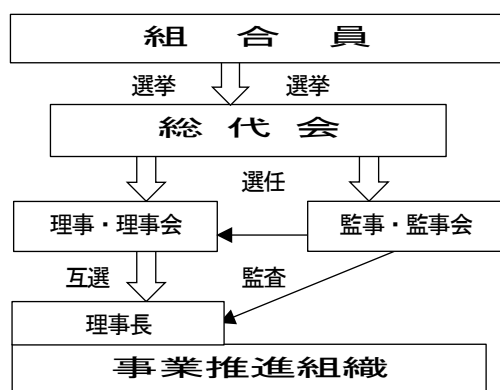
4. 職員数及びその増減その他の職員の状況 (職員状況表)

区 分	期首人数	期末人数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	2	1	63歳	1.5年

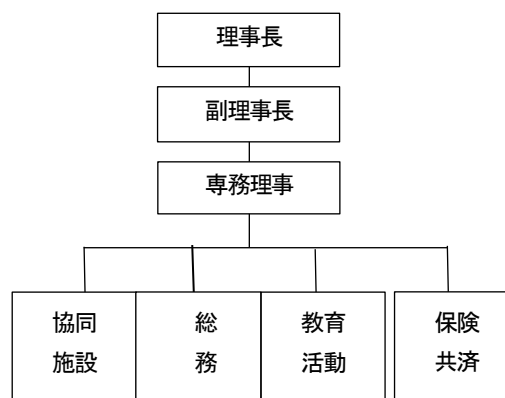
5. 業務の運営の組織に関する事項

(1) 組合の内部組織の構成を示す組織図

① 機関運営組織



② 事業推進組織



(2) 組合員が構成する組織の概要 該当事項はありません

6. 施設の設置状況に関する事項 (施設一覧表)

施設名	所在地	床面積	摘要
組合事務所	熊本市中央区九品寺 1-11-4 熊本県教育会館 4階	8.8 坪	賃借
組合員活動室	熊本市中央区九品寺 1-11-4 熊本県教育会館 3階	9.06 坪	無料借入

7. 子法人等及び関連法人等の状況に関する事項

(1) 子法人等及び関連法人等の名称、代表者名及び所在地 該当事項はありません

(2) 子法人等及び関連法人等の資本金の額、事業内容その他の概況 該当事項はありません

8. その他、組合の運営組織の状況に関する重要な事項 該当事項はありません

I-3. その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項はありません

Ⅱ. 事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬等の総額並びに総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳

(1) 役員報酬等明細

(単位：円)

区 分	定款上の定員	支払人員	報酬等支払額	摘 要
理 事	8人～12人	9人	5,684,000	総代会決議による 役員報酬等限度額
監 事	3人～5人	2人	240,000	
合 計	11人～17人	11人	5,924,000	11,000,000

(2) 役員退任慰労金明細 該当事項はありません

2. 役員以外の法人等の業務執行者兼務状況 (役員の内職の明細)

区 分	常 勤 非常勤	代表権 の有無	氏 名	兼務先	兼務先での 役職名
理事	非常勤	有	島田 末吉	熊本県教職員組合 熊本県教育会館	委員長 理事長
理事	非常勤	無	松崎 哲郎	熊本県教職員厚生情報センター	所長
理事	常 勤	有	西嶋 正		
理事	非常勤	無	今村 良博	熊本県教育会館	専務理事
理事	非常勤	無	岩田 智子	熊本県議会	議員
理事	非常勤	無	佐方 直美	熊本県小中学校生活協同組合	職員
理事	非常勤	無	高橋 章夫		
理事	非常勤	無	竹田 妙子	菊陽北小学校	教諭
監事	非常勤	無	上杉 謙一郎	熊本県教職員組合	書記長
監事	非常勤	無	堀内 敬明		
監事	非常勤	無	吉永 賢一郎	ユース会計社	熊本事務所 所長

3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細 該当事項はありません

4. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項 該当事項はありません

[第1号議案—2] 2018年度決算報告書

I. 貸借対照表

2019年3月31日現在 (単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	26,934,549	I 流動負債	1,367,952
1 現金預金	26,888,699	1 支払手形	0
2 受取手形	0	2 買掛金	0
3 供給未収金	0	3 短期借入金	0
4 有価証券	0	4 短期組合員借入金	0
5 商品	0	5 短期リース債務	0
6 貯蔵品	0	6 未払金	204,785
7 繰延税金資産	0	7 未払法人税等	583,800
8 前払費用	45,850	8 未払消費税等	372,000
9 貸倒引当金	0	9 未払割戻金	0
II 固定資産	170,564	10 未払費用	30,149
1 有形固定資産	0	11 前受金	0
① 建物	0	12 預り金	177,218
② 減価償却累計額	0	13 賞与引当金	0
③ 構築物	0	14 工事損失引当金	0
④ 減価償却累計額	0	15 設備支払手形	0
⑤ 機械及び装置	0	16 短期資産除去債務	0
⑥ 減価償却累計額	0	17 繰延税金負債	0
⑦ 車両運搬具	0	18 その他	0
⑧ 減価償却累計額	0	II 固定負債	1,749,000
⑨ 器具備品	0	1 長期借入金	0
⑩ 減価償却累計額	0	2 長期組合員借入金	0
⑪ リース資産	0	3 長期リース債務	0
⑫ 減価償却累計額	0	4 退職給付引当金	330,000
⑬ 土地	0	5 役員退任慰労金引当金	1,062,600
⑭ 建設仮勘定	0	6 長期資産除去債務	0
2 無形固定資産	50,564	7 繰延税金負債	0
① のれん	0	8 長期未払金	356,400
② 借地権	0	9 その他	0
③ ソフトウェア	0	負債合計	3,116,952
④ リース資産	0	(純資産の部)	
⑤ その他 営業権	50,564	I 組合員資産	23,988,161
3 その他の固定資産	120,000	1 組合員出資金	23,329,000
① 関係団体等出資金	120,000	2 未払込出資金	0
関係団体出資金	120,000	3 剰余金	659,161
子会社等株式	0	① 法定準備金	100,000
② 長期保有有価証券	0	② 任意積立金	0
③ 長期貸付金	0	③ 当期末処分剰余金	559,161
④ 長期前払費用	0	(内、当期剰余金)	(216,486)
⑤ 差入保証金	0	II 評価・換算差額等	0
⑥ 長期預金	0	1 その他有価証券評価差額金	0
⑦ 繰延税金資産	0	2 繰延ヘッジ損益	0
⑧ その他	0		
⑨ 貸倒引当金	0		
III 繰延資産	0	純資産合計	23,988,161
資産合計	27,105,113	負債・純資産合計	27,105,113

Ⅱ. 損益計算書

自2018年4月1日 至2019年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額	
I 保険・共済事業		
1 受取手数料	10,047,284	
2 出向職員人件費	8,906,181	
保険・共済剰余金		18,953,465
II その他事業収入		
その他事業収入計		0
事業総剰余金		18,953,465
III 事業経費		
1 人件費	13,271,460	
2 物件費	4,882,730	18,154,190
事業剰余金		799,275
IV 事業外収益		
1 受取利息	249	
2 受取配当金	0	
3 雑収入	1,001	1,250
V 事業外費用		
1 支払利息	0	
2 雑損失	0	0
経常剰余金		800,525
VI 特別利益		0
VII 特別損失		0
税引前当期剰余金		800,525
法人税等		584,039
法人税等調整額		0
当期剰余金		216,486
当期首繰越剰余金		342,675
当期未処分剰余金		559,161

Ⅲ. 注 記

1. 継続組合の前提に関する注記 該当事項はありません

2. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

当組合が所有する有価証券は、関係団体出資金（九州労働金庫、熊本県生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会の3団体）です。関係団体出資金は時価がないため、取得価額を計上しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

現在、該当事項はありません

② 無形固定資産 ソフトウェアは、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法

現在、該当事項はありません

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績によって算出し、貸倒懸念債権は個別に回収可能性を勘案し回収不能見込み額を計上することとしますが、一般債権及び貸倒懸念債権のどちらも計上していません。

② 退職給付引当金

職員の退職により支給する退職給付に備えるため、「職員退職手当規程」に基づく当期末における退職給付債務の金額を、退職給付引当金として計上しています。

③ 役員退任慰労引当金

役員退任により支給する退任慰労金給付に備えるため、「役員退任慰労金規則」に基づく当期末における退任慰労金給付債務の金額を、退任慰労引当金として計上しています。

④ 減価償却引当金

減価償却引当金は取り崩すことにより、この引当はなくします。今後は有形固定資産の取得に備えるため器具備品積立金として積み立てることとします。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用における消費税等は、税込方式により会計処理しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

貸借対照表、損益計算書及び注記事項並びに附属明細書に記載する金額は、円を単位として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記 該当事項はありません

4. 表示方法の変更に関する注記 該当事項はありません
5. 会計上の見積もりの変更に関する注記 該当事項はありません
6. 誤謬の訂正に関する注記 該当事項はありません
7. 貸借対照表等に関する注記
- (1) 資産が担保に供されている場合の事項 該当事項はありません
- (2) 資産に係る項目別の引当金の金額
 退職給付引当金は、330,000円です。
 役員退任慰労引当金は、1,062,600円です。
- (3) 資産に係る項目別の減価償却累計額
 無形固定資産（ソフトウェア）の減価償却累計額は、152,643円です。
 無形固定資産（営業権）の減価償却累計額は、21,669円です。
- (4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に含めることに関する事項 該当事項はありません
- (5) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の内容及び金額 該当事項はありません
- (6) 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務に関する事項 該当事項はありません
- (7) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権に関する総額 該当事項はありません
- (8) 役員との間の取引による役員に対する金銭債務に関する総額 該当事項はありません
8. 損益計算書に関する注記
- (1) 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額 該当事項はありません
- (2) 子法人等及び関連法人等との事業取引以外の取引による取引高の総額 該当事項はありません
9. 剰余金処分案に関する注記
- (1) 利用分量割戻の算定基準 該当事項はありません
- (2) 出資配当の算定基準
 出資配当は、2018年3月31日払込済出資金に対して1%（税引後0.7958%）です。
- (3) 当期首繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額
 当期首繰越剰余金342,675円に含まれる教育事業等繰越金は、100,000円です。

10. 税効果会計に関する注記 該当事項はありません

11. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません

12. 金融商品に関する注記

当組合は、資金運用については短期的な預金等に限定しています。資金の調達は、組合員からの出資金を資金としています。

未収金等の事業債権及び未払金の事業債務は、1月以内の期日管理のもとに処理しています。

長期未払金（事業譲渡金356,400円）の事業債務は、年額32,400円の長期返済です。

関係団体出資金は、市場価格の変動リスクはないものと考えます。

(単位：円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
九州労働金庫出資金	100,000	100,000	0
熊本県生活協同組合連合会出資金	10,000	10,000	0
日本生活協同組合連合会出資金	10,000	10,000	0
長期未払金	356,400	356,400	0

13. 持分法損益等に関する注記 該当事項はありません

14. 関連当事者との取引に関する注記 該当事項はありません

15. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません

16. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

賃借物件については、退去時に原状復帰に係る債務を有しています。しかし、賃借物件の使用期限が不明であり債務の履行時期が明確でないこと、又金額的に重要性がないため、資産除去債務は計上しておりません。

IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

出 資 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
組合員出資金 (出資預り金)	23,151,000	179,000 (26,285)	1,000 (8)	23,329,000 (26,277)
法定準備金	0	100,000	0	100,000
当期末処分剰余金	0	674,185	331,510	342,675
合 計 (出資預り金)	23,151,000	953,185 (26,285)	332,510 (8)	23,771,675 (26,277)

2. 借入金の明細 該当事項はありません

3. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減損損失 累計額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
無形	営業権	65,010	0	0	14,446	50,564	—	21,669	72,233
合 計		65,010	0	0	14,446	50,564	—	21,669	72,233

4. 関係団体等出資金の明細

(単位：円)

出 資 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
九州労働金庫	100,000	0	0	100,000
熊本県生活協同組合連合会	0	10,000	0	10,000
日本生活協同組合連合会	0	10,000	0	10,000
合 計	100,000	20,000	0	120,000

5. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	110,000	220,000	0	330,000
役員退任慰労金引当金	358,200	704,400	0	1,062,600
合 計	468,200	924,400	0	1,392,600

6. 事業経費の明細

(単位：円)

1. 人件費	
① 役員報酬	5,924,000
② 職員給与	4,905,182
③ 定時職員給与	0
④ 退職給付費用	220,000
⑤ 福利厚生費	1,517,878
⑥ 役員退任慰労金引当金繰入	704,400
⑦ 賞与引当金繰入	0
人件費合計	13,271,460
2. 物件費	
① 教育文化費	107,690
② 広報費・印刷製本費	0
③ 消耗品費	243,047
④ 車両運搬費	0
⑤ 貸倒引当金繰入	0
⑥ 修繕費	0
⑦ 施設管理費	0
⑧ 減価償却費	14,446
⑨ 地代家賃	1,083,456
⑩ 賃借料	86,616
⑪ リース料	23,844
⑫ 水道光熱費	82,733
⑬ 保険料	197,580
⑭ 委託料	1,895,890
⑮ 研修採用費	0
⑯ 調査研究費	0
⑰ 会議費	286,846
⑱ 諸会費	96,000
⑲ 諸謝金	0
⑳ 渉外費	30,000
㉑ 租税公課	373,440
㉒ 通信運搬費	340,742
㉓ 旅費交通費	17,400
㉔ 備品費	0
㉕ システム開発費	0
㉖ 寄付金	3,000
㉗ 雑費	0
物件費合計	4,882,730
事業経費合計	18,154,190

7. 事業の種類ごとの損益の状況

該当事項はありません

8. その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

(単位：円)

科目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現 金	0	0	0
	普通預金	25,856,862	26,888,699	1,031,837
	合 計	25,856,862	26,888,699	1,031,837

② 供給未収金の明細 該当事項はありません

③ 有価証券の明細 該当事項はありません

④ 商品及び貯蔵品の明細 該当事項はありません

⑤ 貸付金の明細 該当事項はありません

⑥ 差入保証金の明細 該当事項はありません

⑦ 未収金の明細 該当事項はありません

⑧ その他資産の明細 該当事項はありません

(2) 主要な負債の内容

① 支払手形の明細 該当事項はありません

② 買掛金の明細 該当事項はありません

③ 未払金の明細

(単位：円)

科目(相手先)	金 額
通信運搬費 (NTT光フレッツ)	8,279
社会保険料	196,506
合 計	204,785

④ 長期未払金の明細

(単位：円)

科目(相手先)	期首残高	期末残高	当期増減額
事業譲渡金(教育会館)	371,025	356,400	-14,625
合 計	371,025	356,400	-14,625

⑤ 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法人税	246,800
地方法人税	10,800
事業税	55,900
地方法人特別税	24,100
県民税	60,400
市町村民税	185,800

合 計	583,800
-----	---------

⑥ 未払い消費税の明細

(単位：円)

科 目	金 額
租税公課	372,000
合 計	372,000

⑦ 未払費用の明細

(単位：円)

科 目	金 額
法定福利費	30,149
合 計	30,149

⑧ 預り金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
源泉所得税	15,508
社会保険料	97,657
住民税 他 (出資預り金を含む)	64,053
合 計	177,218

⑨ リース債務の明細

該当事項はありません

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

【間接法】	金額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	800,525
減価償却費	14,446
貸倒引当金の増加額	
受取利息及び受取配当金	-1,250
退職給付引当金の増加額	924,400
支払利息	
有価証券売却益	
有形固定資産売却損	
売上債権の増加額	
棚卸資産の増加額	
前払費用の増加額	-45,850
仕入債務の増加額	
未払金の増加額	428,690
未払費用の増加額	30,149
預り金の増加額	-489,251
役員賞与の支払額	
小計	1,661,859
利息及び配当金の受領額	1,250
利息の支払額	
法人税等の支払額	-584,039
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,079,070
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
関係団体等出資金の出資による支出	-20,000
関係団体等出資金の減資・脱退による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-20,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入による収入	
短期借入金の返済による支出	
長期借入金の借入による収入	
長期借入金の返済による支出	
出資預り金の増加額	26,277
組合員出資金の増資による収入	179,000
組合員出資金の減資による支出	-1,000
配当金の支払額	-231,510
財務活動によるキャッシュ・フロー	-27,233
IV 現金及び現金同等物の増減額	1,031,837
V 現金及び現金同等物の期首残高	25,856,862
VI 現金及び現金同等物の期末残高	26,888,699

【第 1 号議案—3】 2018 年度剰余金処分案

(単位：円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	559,161
II 任意積立金取崩額	0
III 剰余金処分額	
1. 法定準備金	100,000
2. 出資配当金	0
3. 任意積立金	0
合 計	100,000
IV 次期繰越剰余金	459,161

上記のとおり提案いたします。

2019年6月22日

熊本県小中学校生活協同組合

代表理事 理事長 島田 末吉

注記

1. 法定準備金、有価証券、教育事業等繰越金

法定準備金は、定款の定め「出資総額に達するまで、剰余金の10分の1以上に相当する額」を満たしています。

九州労働金庫への会員登録のため、有価証券としての出資金（証書）100,000 円を保有しています。

熊本県生活協同組合連合会及び日本生活協同組合連合会に加入するため、有価証券としての出資金（証書）各々10,000 円を保有しています。

教育事業等繰越金（定款の定め「剰余金の10分の1以上に相当する額」）100,000 円は、次期繰越剰余金に含みます。

[第1号議案—4] 2018年度監査報告

第1号議案に対する監査報告

監 査 報 告 書

私たち監事は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第2期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果に付き、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、且つ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

3. 追記事項

追記事項は特にありません。

2019年 5月 8日

熊本県小中学校生活協同組合

代表監事 上 杉 謙 一 郎 ㊞

監 事 堀 内 敬 明 ㊞

監 事 吉 永 賢 一 郎 ㊞

第2号議案 役員選任議案承認の件

2017年8月3日、県知事より職域生協の設立認可を受け、当熊学生協は10月2日法務局へ設立登記を行いました。そして10月14日に第1回通常総代会を開催し、理事9名と監事3名を選任しましたが、任期は本日の通常総代会の終結の時までとなっています。

ご提案します「役員選任議案」の役員の任期は、本日の通常総代会の終結以降、2021年6月に開催される通常総代会終結の時までの2年間となります。

組合員の期待の応え、熊学生協を成長させていく使命を担う第2期の役員の選任議案のご承認の件、よろしくお祈いします。

* 年齢は6月22日現在

役職	候補者氏名	年齢	職業及び主要経歴（兼業関係）
理事	今村 良博	58	熊学生協・理事、熊本県教育会館・専務理事
理事	岩田 智子	57	熊学生協・理事、熊本県議会・議員
理事	倉岡 智博	61	元熊本県小中学校・教諭
理事	佐方 直美	63	熊学生協・理事、熊学生協・総務担当職員
理事	島田 末吉	64	熊学生協・理事、熊本県教育会館・理事長
理事	竹田 妙子	60	熊学生協・理事、菊陽北小学校・教諭
理事	平江 佳幸	58	熊本県教育会館・理事、三加和中学校・教諭
理事	真嶋 郁子	63	元熊本県小中学校・教諭
理事	松崎 哲郎	56	熊学生協・副理事長、熊本県教職員厚生情報センター・所長
監事	上杉 謙一郎	52	熊学生協・監事、南ヶ丘小学校・教諭
監事	堀内 敬明	63	熊学生協・監事
監事	吉永 賢一郎	42	熊学生協・監事、公認会計士（ユース会計社熊本事務所・所長）

第3号議案 2019年度事業計画及び予算決定の件

〔第3号議案—1〕 2019年度事業計画

2019年度は、熊学生協設立後第3期目の事業年度となります。第1期は設立後の組織運営に力を注ぎ、第2期目は中期3カ年計画のもと事業の伸張を課題としてとりくみました。今年度はその計画の中間年に当たります。引き続きそのとりくみを行うとともに、実際に可能かどうかの修正を行いつつ、最終年度の総括につなげていきたいと考えます。600余名の組合員という小規模生協ではありますが、協同互助の生活協同組合の理念を事業において具体化させるとりくみを1歩1歩進めていきます。定款で定める事業の品目のそれぞれについて、内容を広げ深めていきます。また、定款の定めのない供給事業についても組合員の期待に応えられるよう引き続き検討をすすめます。

中期3カ年計画の基本方針（2018年度～2020年度）

1. 組合員の相互扶助（共助）を進めるため、助け合い共済を開始します。また「100歳寿命の時代」を見据えた団体保険を導入し、相互扶助の保障制度の確立を目指します。
2. 個人保険の団体取扱の拡大で、組合員のライフプラン（自助）を支援します。
3. 教職員に特化した供給事業の開始に向け、検討を開始します。

1. 保険共済の斡旋事業

当組合は、協同組合の理念である協同互助を進めるため、組合員の相互扶助（共助）を目的とした『熊学生協 助け合い（慶弔）共済・ゼロ』を継続します。当組合の組合員全員加入での相互互助を進めます。

個人保険の団体取扱は、現在3社の取扱いを行っています。「寿命100歳時代」が到来し、「働き方改革」が大きな声となっています。時代に応じた保険の取扱い拡大にとりくみます。

団体保険については、既にいくつかの団体が取扱いを行っています。既存の団体保険の保障では対応できない新しいリスクも発生しています。他の団体や日本生協連合会との連携も踏まえ、検討をすすめます。

『熊学生協 助け合い（慶弔）共済・ゼロ』

- | | |
|---------|---|
| 1. 目的 | : 熊学生協・組合員の相互扶助（共助）としての見舞金制度を継続 |
| 2. 契約者 | : 熊学生協 |
| 3. 被保険者 | : 熊学生協・組合員 |
| 4. 保障内容 | : ①交通事故死亡・高度障害 500,000円
②交通事故傷害入院 1日1,000円 |
| 5. 保障期間 | : 当生協へ加入された翌々月から脱退された月まで |

2. 協同施設事業

「組合員活動室」は、熊本県教職員組合・厚生部から無償貸与を受け、管理・運営を行っています。利用方法等の情宣を行い、組合員の活動を支援します。

また、組合員の声をもとに、組合員の交流を図る企画を年に3回程度開催します。

3. 教育活動事業

当組合が目指す生協の理念の実現に向けて「教育活動事業」を行います。

当組合を運営するスタッフの研修として、日本生協連合会が行う「セミナー」を受講し、組合運営と業務執行能力の向上を目指します。

組合員の教育活動としては、「組合員の集い」等の組合員の交流・研修の機会を提供します。内容については、組合員の声を参考にするとともに、教職員組合等と意見交換し共同開催が可能かについても検討します。

4. 予算の編成方針

これまでは、設立時の運営体制の確立を中心課題としていました。また、事業の伸張路線をめざして、投資的経費を考えたところでの予算編成をしてきました。収入より支出が先行することも当然でしたが、引き続きそのとりくみを行うとともに、実際に可能かどうかの修正を行いつつ進めていきます。必要な資金は組合員出資金で対応しますが、経費については可能な限り緊縮体制を維持します。

[第3号議案—2] 2019年度予算

1. 収支予算書

		第3期 自2019年4月1日 至2020年3月31日		(単位:円)
科	目	2018年度実績	2019年度予算額	増減額
I 収入				
1	受取手数料・委託料	10,047,284	16,000,000	5,952,716
	1 個人保険	6,159,284	9,200,000	3,040,716
	2 団体保険	3,888,000	6,800,000	2,912,000
2	雑収入	1,250	1,000	▲250
3	借入金	0	0	0
4	繰入金	5,000,000	5,000,000	0
5	退任・退職給付引当受入	0	940,000	940,000
6	賞与引当受入	0	0	0
7	出向職員人件費受入	8,906,181	0	▲8,906,181
	当期収入計	23,954,715	21,941,000	▲2,013,715
	前期繰越金	242,675	459,161	216,486
	収入合計	24,197,390	22,400,161	▲1,797,229
II 支出				
1	人件費	13,271,460	10,440,000	▲2,831,460
	1 役員報酬	5,924,000	4,200,000	▲1,724,000
	2 給料手当	4,905,182	3,540,000	▲1,365,182
	3 退任・退職給付	0	1,050,000	1,050,000
	4 退任・退職給付引当	924,400	700,000	▲224,400
	5 賞与引当	0	0	0
	6 福利厚生費	1,517,878	950,000	▲567,878
	7 出向職員人件費	0	0	0
	8 雑給	0	0	0
2	物件費	9,882,730	10,810,000	927,270
	1 会議費	286,846	360,000	73,154
	2 旅費	17,400	120,000	102,600
	3 教育文化費	107,690	240,000	132,310
	4 事業広報費	0	30,000	30,000
	5 通信運搬費	340,742	350,000	9,258
	6 消耗品費	243,047	250,000	6,953
	7 備品費	0	0	0
	8 システム開発費	0	0	0
	9 印刷製本費	0	60,000	60,000
	10 水道光熱費	82,733	90,000	7,267
	11 地代家賃	1,083,456	1,100,000	16,544
	12 賃借料	86,616	220,000	133,384
	13 リース料	23,844	50,000	26,156
	14 減価償却引当	14,446	20,000	5,554
	15 修繕費	0	0	0
	16 施設管理費	0	0	0
	17 保険料	197,580	200,000	2,420
	18 委託料	1,895,890	1,900,000	4,110
	19 特別給付金支出	0	0	0
	20 研修採用費	0	0	0
	21 調査研究費	0	50,000	50,000
	22 諸会費負担金	96,000	100,000	4,000
	23 諸謝金	0	0	0
	24 渉外費	30,000	120,000	90,000
	25 有価証券支出	0	0	0
	26 事業譲渡金支出	0	0	0
	27 操出金	5,000,000	5,000,000	0
	28 雑費	0	120,000	120,000
	29 租税公課	373,440	400,000	26,560
	30 寄付金	3,000	30,000	27,000
	支出計	23,154,190	21,250,000	▲1,904,190
III 当期収支差額		800,525	691,000	▲109,525
IV 法人税等		584,039	600,000	15,961
V 当期剰余金		216,486	91,000	▲125,486

注記 収支予算書の「I収入の部の前期繰越金」には、有価証券120,000円の額を含む。

第4号議案 監事監査規則承認の件

監事は、理事による生協の業務執行や財産管理の状況について監査し、監査結果に基づき意見を述べることにより業務執行の適正化を図る機関です。監事で構成する監事会は、4月26日、監事が行う監査の目的や内容、方法等について明文化するための「監事監査規則」の制定を行いました。

定款では、「監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。」と定めていますので、本日の通常総代会で承認されますようご提案します。

熊学生協規定⑧

監事監査規則

(2019年4月26日制定、6月22日通常総代会にて承認、施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、法令及び定款の規定に基づき、監事の行うこの組合の監査に関する基本事項を定める。

(監事の職責及び基本姿勢)

第2条 監事は、この組合内部の独立の機関として、組合の財産及び理事の職務の執行を監査することにより、持続的な発展を可能とする法人の健全な運営を構築し、社会的な信頼を確保しなければならない。

2 前項の職責を果たすため、監事は理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

3 監事は、独立の立場の保持に努めると共に、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、組合及び利害関係者のために常に公平不偏な態度をもって、その職責を執行しなければならない。

4 監事は、監査を実施するために必要な知識及び技術の習得に常に努めなければならない。

5 監事は、適正な監査視点を形成するために、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

6 監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

7 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

8 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に努めなければならない。

(監事会の設置)

第3条 監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を協議するために監事会を設置することができる。但し、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

第2章 監事の職務及び権限

(職務及び権限)

第4条 監事の職務及び権限は、次の通りとする。

(1) 定款に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項

(2) 定款に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項

(3) その他法令及び定款に定める事項

(兼職の禁止)

第5条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この組合の理事及び使用人
- (2) この組合の子会社及び関連会社等の役員又は使用人

(理事会その他重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。

2 監事は、前項以外の重要な会議に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。

(監査計画)

第7条 監査計画は、第11条により互選する代表監事が立案し、監事会の協議に基づいて作成する。

2 監事は、毎事業年度の初めに、当該事業年度に実施する監査の実施計画を作成しなければならない。

3 実施計画の作成に当たっては、重要性及び適時性を考慮した上で監査対象を選定し、効率的な監査が実施できるよう配慮しなければならない。

(監査費用の請求)

第8条 監事は、その職務を遂行するために必要と認める費用を組合に請求することができる。

第3章 監事会

(監事会の構成)

第9条 監事会は、監事全員をもって構成する。

(議長)

第10条 監事会の議長は、第11条で定める代表監事とする。

2 前項の規定にかかわらず、代表監事が指名する監事を議長とすることができる。

(代表監事)

第11条 監事会は、代表監事を互選する。

2 代表監事は、次の職務を行う。

- (1) 各監事が受領すべき決算関係書類、事業報告書及び附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること
- (2) 監事会の監査報告を理事長に対し通知すること
- (3) 前各号の日程について合意を取り付けること

(開催)

第12条 監事会は、定期に開催する。但し、必要に応じ随時に開催することができる。

(招集者)

第13条 監事会は、代表監事が招集する。

2 各監事は、代表監事に対し監事会を招集するよう請求することができる。

(監事会の協議事項等)

第14条 監事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 監査の基本方針及び監査計画の作成に関する事項

- (2) 子会社及び関連会社等の調査に関する事項
- (3) 監査報告、監査意見並びに勧告書の作成に関する事項
- (4) 監査についての規定の設定、変更又は廃止に関する事項
- (5) 理事の不正行為、法令又は定款違反等に関する事項
- (6) 監事の選任議案に関する事項
- (7) 監査費用に関する事項

2 監事会は、必要に応じて、理事、職員、公認会計士等その他関係者から意見又は報告を求めることができる。

(理事との会合等)

第15条 監事会は、理事長及び専務理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、相互理解を深めるよう努める。

(監事会の運営)

第16条 監事会の運営に関する事項は、別に定めることができる。

(議事録)

第17条 監事会は、次に定める事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事が署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる事項につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告
 - ロ 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の監事等からの報告
- (4) 監事会に出席した理事又はその他の氏名若しくは名称
- (5) 監事会の議長の氏名

第4章 監査業務

(監査の手続)

第18条 監事が監査をするときは、実施日時、目的、対象を明らかにして理事長に通知するものとする。但し、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りではない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

(監事監査基準)

第19条 監査の事項は、法令及び定款並びに監事監査規則に定める事項に則って行われる。

(監査の実施)

第20条 監事は、定期監査として監査計画に従い、組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項の定期監査を行う他、必要と認めたときは臨時に監査を行うものとする。

(監査の報告)

第21条 監事は、前条に定める監査を実施したときは、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。但し、監事において異なる監査意見がある場合には、その監事の監査報告を併せて提出するものとする。

第5章 子会社及び関連会社等の調査

(子会社及び関連会社等の調査)

第22条 監事は、監査を行うために必要な範囲で、この組合の管理上重要と思われる事項について、子会社及び関連会社等に報告を求めることができる。

- 2 監事は、前項の報告を求めた上で、必要な場合はその子会社について調査することができる。
- 3 監事は、必要な場合には関連会社等に報告を求め、同意を得て調査することができる。
- 4 前項の規定は、会社以外の法人にも準用する。

第6章 その他

(改 廃)

第23条 本規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。

(附 則)

- 1 この規則は、2019年4月26日熊本県小中学校生活協同組合監事会にて制定し、2019年6月22日通常総代会にて承認し、同日より施行する。

第5号議案 役員報酬決定の件

当期の役員の年間報酬額は、下記の総額の範囲とします。その範囲内における各役員の報酬額及び支給方法などは、理事に関しては理事会の、監事に関しては監事会の協議に一任するものとします。

(1) 2019年度の役員の報酬額

- | | |
|-------------|----------|
| ① 理事（9人）の報酬 | 総額 800万円 |
| ② 監事（3人）の報酬 | 総額 100万円 |

(2) 対象期間

2019年7月から2020年6月までの12ヶ月間

第6号議案 役員退任慰労金支給の件

2018年5月9日辞任された東市子前理事、及び2019年6月22日通常総代会の終結をもって退任される高橋章夫理事並びに西嶋正理事に対し、当生協の「役員退任慰労金規則」に則り退任慰労金を支給することを提案します。

NO	役員	氏名	略歴
1	理事	東市子	2017年10月 理事就任 2018年 5月 辞任 役員在任期間 8ヵ月
2	理事	高橋 章夫	2017年10月 理事就任 2019年 6月 辞任 役員在任期間 1年9ヵ月
3	理事	西嶋 正	2017年10月 理事就任 2019年 6月 辞任 役員在任期間 1年9ヵ月

第7号議案 議案決議効力発生の件

各議案の議決の本旨に反しない範囲の字句の修正は、理事会に一任することとします。

資料

熊学生協規定1-① **熊本県小中学校生活協同組合・定款** (2017年7月12日制定施行)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下、「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、熊本県小中学校生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の共済を図る事業及び保険の斡旋を図る事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、熊本県小中学校及びその他教育関係機関の職域とする。

(事業所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務地を有する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域内に勤務していた者でこの組合の事業(施設)を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると決議した場合は、この限りではない。

3 この組合は前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払い込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払い込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員が、第9条に定める住所の変更の届け出を2年間行わなかったときは、全項に定める脱退の予告があったものとし、別に定める手続きによって住所の確認ができなかった組合員について、脱退したものとみなす。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業(施設)を利用しないとき
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払いを怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資金額に相当する額
- (2) 第11条3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することができる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりに出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した場合は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員をおく。

(1) 理事 8人以上、12人以内

(2) 監事 3人以上、5人以内

(役員を選任)

第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数その定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員を兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 組合の理事又は使用人

(2) 組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為することについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登録

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。
(役員報酬)
- 第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規定をもって定める。
(代表理事)
- 第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。
- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)
- 第28条 理事は、理事長1名、専務理事及び常務理事若干名を理事会において互選する。また、必要に応じ副理事長を置くことができる。
- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長、副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、組合業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
(理事会)
- 第29条 理事会は、理事をもって組織する。
- 2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(理事会招集手続き)
- 第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。
(理事会の議決事項)
- 第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項
(理事会の議決方法)
- 第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときは除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
(理事会の議事録)
- 第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。
(定款等の備置)
- 第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を各事務所に備え置かねばならない。
- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損益処理案（以下、「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告書を含む）
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かななければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(監事の職務及び権限)
- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 7 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 8 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 9 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 10 理事長は、前項のものに対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 11 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次に場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差し止め)

第39条 6月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者の中から、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、100人以上150人未満としその定数は総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を経て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないときは、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続き)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提出しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の議決)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。
- 4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第85条及び第86条による。

(1) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理
(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならぬ。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。

(3) 総代が説明を求めた事項について説明するために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合員に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明することにより組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決する場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 第23条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決が合った場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にならなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第66条 第51条から第55条まで及び第58条から第64条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第62条第1項中「組合員」とあるのは「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第63条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活の共済を図る事業及び保険の斡旋を図る事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業及び個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受

託する受託共済事業

- (2) 教職員共済生活協同組合の行う共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業
 - (3) 各種保険の団体扱いの斡旋及び各種保険の斡旋を行う事業
- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、会議室とする。
 - 3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演会、講習会、見学会、研究会とする。

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の、てん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎年事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第4号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定により繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下、「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第74条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下、「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度、利用した事業の種類別及び分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定により利用分量割戻金の積み立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じて、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払いを行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払い方法を明確に定めている場合には、第5項の既定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払いを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払いを行えなかつたときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

9 この組合は、各事業年度の出資配当金のうち、前項に定める期間内に支払うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てる

ものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続き開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資金に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は以下の方法で行う。

(1) 事務所の店頭に掲示する方法

(2) 電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)、

(2)に規定する方法により行うものとする。

3 前2項において、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、熊本日日新聞社への掲載を持ってこれに代える。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続き、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

(成立当初の役員の任期)

2 この組合の成立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年をこえてはならない。

(成立当初の事業年度)

3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第70条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年3月31日までとする。

熊学生協規定② 総会及び総代会運営規約（2017年7月12日制定施行）

(目的・適用)

第1条 この規約は、定款第67条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名又は記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条第3項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

(開 会)

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する

(議 長)

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は2名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員及び書記)

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員の選任を総代会に諮るとともに、書記1名を指名する。

(議事運営委員会)

第6条 総代会は、議事の円滑な進を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代及び理事若干名を持って構成し、委員長を互選する。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、総代の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、又は以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、又はその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害し、又は議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

(1) 総代又はその代理人として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意又は発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合

(2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合

(4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第13条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、10名の総代の賛同を要する。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があつた場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であつて、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議(以下、「緊急動議」という。)を提出するには、10名の総代の賛同を要する。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問又は意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑及び討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続き)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断により原案から採決することを妨げない。

5 棄権票は出席総代の議決件数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合は、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特別の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があつたときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

- 第22条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。
- 2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。
 - 3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過及び結果を総代会に報告しなければならない。
(総代会の打ち切り、延期および続行)
- 第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。
(途中退席)
- 第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届出を要する。
- 2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。
(総代会の規定の準用)
- 第25条 第1条から第24条までの規定は、総会について準用する。この場合において、条文中の「総代会」とあるのは「総会」と、「総代」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。又第14条第1項及び第15条第2項中「10名の総代」とあるのは「50名の組合員」と読み替えるものとする。
(傍聴)
- 第26条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。
- 2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。
(改廃)
- 第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。
(附則)
1. この規約は、平成29年7月12日熊本県小中学校生活協同組合創立総会にて制定する。
 2. この規約は、この組合成立の日から施行する。


熊学生協規定③ **総代選挙規約** (2017年7月12日制定施行)

- (総則)
- 第1条 定款第45条及び第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。
(選挙区)
- 第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。
- 2 選挙区については理事会で定める。
(定数)
- 第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条の定める範囲において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。
(総代選挙管理委員会)
- 第4条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり、理事会の同意を得て総代選挙管理委員4名を指名する。
- 2 総代選挙管理委員は、(以下、「管理委員」という。)は総代選挙管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を構成し、総代選挙管理委員長(以下、「管理委員長」という。)を互選する。
 - 3 管理委員会は総代選挙に係る事務を統括する。
 - 4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。
(選挙の公告)
- 第5条 管理委員長は、総代の任期満了日の30日前までに、以下の事項について公告しなければならない。
- (1) 第2条による選挙区及び第3条による選挙区ごとの定数
 - (2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法
- 2 総代選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、その年の4月1日の組合員名簿に登録されている者とする。ただし、第13条による補充選挙においては、管理委員会の定める日の組合員名簿に登録されている者とする。
(候補者登録)
- 第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができる。ただし、役員及び管理委員は候補者になることができない。
- 2 前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかななければならない。
 - 3 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる。
(選挙運動)
- 第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。
- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。
 - 3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。
(選挙)
- 第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を越えた選挙について、投票をもって行う。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。
- 2 前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係る事務を管理するために選挙区選挙委員会(以下、「選挙委員会」という。)をおく。
 - 3 理事長は、選挙委員会を構成する委員若干名を、管理委員会の同意を得て指名する。ただし、候補者を委員として指名することはできない。
 - 4 選挙委員会は選挙区選挙委員長(以下、「選挙委員長」という。)を互選する。
 - 5 選挙委員長は、投票を行う日の7日前までに、次の事項を公示しなければならない。
 - (1) 候補者の氏名
 - (2) 投票の日時および場所
 - (3) 投票の方法
 - 6 選挙委員会の議事については、第4条第4項を準用する。
(投票)
- 第9条 投票は、第6条による候補者を被選挙人として、無記名連記制により行う。
- 2 投票は組合員自ら行わなければならないが、代理人により投票することはできない。
 - 3 次の投票は無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの。
 - (2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの

- (3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの
 (4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの
 (5) 定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの
 (6) 白票
- 4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については抽選により順位を定め、その順により当選人とする。
- 5 前項により当選人が決定したときは、選挙委員長は当選人の氏名を速やかに管理委員長に報告するとともに、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を管理委員長に提出しなければならない。
- (立会人)
 第10条 投票が行われる選挙区の候補者は、各候補者につき1名の立会人を指名することができる。立会人は、選挙委員会の行う選挙事務の妨げにならない範囲で、選挙事務の状況を監視することができる。
- (当選人の通知および公告)
 第11条 第8条第1項ただし書きにより当選人が決定したとき、および第9条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長はすみやかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選人の氏名を公告し、かつ当選人に当選の旨を通知しなければならない。
- (就任)
 第12条 当選人は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りではない。
- (補充)
 第13条 総定数の5分の1を超えて総数が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は欠員を生じた選挙区について補充選挙を実施しなければならない。
- 2 補充選挙については、前各条を準用する。
- (異議の申立)
 第14条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告があった日から7日以内に、申立人が自ら書面を持って、管理委員長に対してこれを行う。
- 2 前項の申立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない。
- (選挙録)
 第15条 管理委員長は総代選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければならない。
- 2 1以上の選挙区において投票があったときは、第9条第5項による記録書を添付することを要する。
- 3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければならない。
- (細則)
 第16条 理事会は、法令、定款、およびこの規約に定めのない総代選挙に係る事項について、細則を定めることができる。
- (改廃)
 第17条 この規約の改廃は総代会の議決による。
- (附則)
 1. この規約は、平成29年7月12日熊本県小中学校生活協同組合創立総会にて制定する。
 2. この規約は、この組合成立の日から施行する。

2019年度 総代名簿 (122名)

<p><熊本地区> 大橋 ひろみ 柏野 勝広 坂本 博明 坂本 道子 本郷 敏夫 松村 勉</p> <p><宇城地区> 今村 邦予 大橋 勇一 須藤 哲郎 中原 由里 中村 勝美 早永 繁 福原 浩二郎 福原 千里 藤芳 幸子 堀川 秀司 本田 千鶴子 本田 博通 前田 由起 松岡 真史 吉田 典代</p> <p><玉名地区> 赤木 涼子 大寺 義光 小笠原 和行</p>	<p>嶋添 啓一郎 中島 弓恵 西村 敏也 深浦 功 福田 裕士 前田 正 溝田 健一 溝田 美幸 山本 和明</p> <p><山鹿地区> 市原 康宏 中嶋 薫 松尾 博子 松岡 明俊 松岡 紗智子</p> <p><菊池地区> 赤星 裕子 板楠 靖美 上坂 泰司 上野 直己 岡崎 和憲 岡村 啓子 加来 麻樹 金森 竜彦 木下 女久美 小堀 久男 栃原 瑞枝</p>	<p>栃原 康晴 富田 欣生 西 一良 春木 正臣 水上 浩司 水上 真里 満永 庄太郎 横田 千香子 渡邊 伸子</p> <p><阿蘇地区> 穴井 美和子 瓜生田 美恵 西岡 茂昭 松本 克己 和田 公介</p> <p><上益城地区> 赤星 秀一 岩田 智巳 大林 由佳 倉留 知子 澤村 法顕 瀧口 祐子 寺尾 孝之 中村 恵子 橋本 洋子 吉本 直幸</p> <p><八代地区></p>	<p>井上 正澄 岩本 和子 太田 一郎 岡田 伸之 吉柳 きよみ 桑本 睦子 澤村 優夫子 澤本 伸生 外海 卓二 呑田 美紀子 山口 幸弘 山田 和弘</p> <p><芦北地区> 上野 真実子 梅田 卓治 江上 留美子 小島 憲二郎 小島 眞紀 椎葉 あけみ 椎葉 一誠 田中 睦 津江 成子 津江 親博</p> <p><球磨地区> 上野 美江子 尾方 泰之 谷口 里佳</p>	<p>寺山 秀一 中村 美代子 西 美保里 藤原 康人 森口 孝子 吉村 雄司</p> <p><天草地区> 池田 美保 梅田 有紀 佐々木 恵 佐々木 康雅 田中 久雄 早坂 瞳 早坂 博俊 本多 真由美 丸田 恵美 村枝 哲弥</p> <p><その他教育機関> 稲葉 恵美 江浦 一美 緒方 麻衣子 黒木 彩 杉 千恵 平井 靖彦 福永 薫 吉邑 郁子</p>
---	--	---	---	--



< メモ >